

実費徴収に係る補足給付事業について

1 補足給付とは

各施設・事業所は、日用品や文房具等の購入に要する費用及び食事の提供に要する費用（1号認定のみ）等について、保育料とは別に実費徴収を行うことができます。その実費徴収額について、生活保護世帯（A階層）を対象に、その費用の一部を補助する事業です。

2 補足給付事業の内容

(1) 補足給付の対象者

補足給付の対象者は、生活保護世帯（＝利用者負担区分がA階層）です。

(2) 助成内容

実費徴収の内容によって、2つの種類に分類されます。

- ・副食材料費（1号認定のみ）：基準額（1人あたり月額）4,500円

※2019/10/1以降については、公定価格で対応予定。

- ・教材費・行事費等（1・2・3号認定）：基準額（1人あたり月額）2,500円

各施設・事業所は、実費徴収を行う際に、基準額分を軽減して利用者から実費徴収を行います。

3 請求方法

施設・事業所は、対象となる各児童の「補足給付確認書」を記載し、保護者から署名をもらいます。保護者から署名をもらった「補足給付確認書」を毎月請求書と一緒に横浜市に提出して下さい。請求方法の不明点については、給付担当045-671-4466までお問い合わせください。

<補足給付確認書のHP掲載場所>

横浜市 HP トップページから「事業者向け情報→子育て→子ども・子育て支援新制度への移行案内→事業者の皆さまへ→「請求事務について」のページはこちら→各種様式について」の順にお進みください。

事業種別を選択すると、補足給付確認書やその記入例、QA が記載されていますので、ご確認いただき、請求してください。

<URL>

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/yoshiki/2019_seikyuyoushiki.html

4 請求漏れについて

年度内に請求漏れが発生した場合は、該当月の補足給付を請求していただく必要があります。

その場合は、保護者へ発行した領収書の写しや業者からの請求書や納品書の写しから、その日付を確認していただき、その月から補足給付を請求することができます。

（例） 4月に遠足代として、1万円の実費徴収があった場合、基準額 2,500円 で割る（分割して請求することが可能であるため）と4か月分（＝1万円÷2,500円）となるので、4月から7月までの補足給付を請求していただきます。

5 補足給付の教材費・行事費等の対象

補足給付でいう、「行事費等」とは、保育・教育の便宜に供するものとされています。具体的には以下の例示を参考にしてください。

補足給付の対象の例

補足給付の対象になる		補足給付の対象にならない
スモック	お道具箱	3歳児以上の主食代
絵本	文具セット	写真
寝具代	ワークブック	アルバム
教材費	シール	DVD
オルガン	歯ブラシ	
カスタネット	英語教材	
衣類	オムツ	
ゴム印	制服・体操着	
IDカード	宿泊行事費	実費徴収の対象にならない
名札	展覧会見学費	施設整備寄付金
防災頭巾	保育参加給食費	PTA会費
防災靴	遠足積立金	プール利用料
クレパス	送迎費	英語レッスン料
のり	駐車場利用料	延長保育料
はさみ	保育園外保育代	一時預かり保育料
鉛筆	布団洗濯代	
マーカー	共済掛け金	
自由画帳	災害給付制度加入	
連絡帳	等	

- 実費徴収を行っている
- A 階層の児童が在園している

→全て該当する場合は、

補足給付事業をご利用ください！

<補足給付事業の制度について>

横浜市こども青少年局

保育・教育運営課 大熊・佐々木

045-671-4464